

都筑区民文化祭実行委員会会則

(名 称)

第1条 本会は「都筑区民文化祭実行委員会」（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は都筑区民文化祭を実施・運営することによって、区民文化の振興を図るとともに、地域コミュニティの醸成を図ることを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、区内の文化関係の自主活動団体の代表者等をもって構成する。

2 委員会の実行委員（以下「委員」という）は別紙のとおりとする。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は特に定めない。ただし、個人の申し出により退会することができる。

2 新規参加の委員は毎年度1回公募する。ただし、年度途中からの参加は妨げない。

(実行委員総会の招集)

第5条 実行委員総会（以下「総会」という）は委員長が召集する。

2 総会は原則として毎年度2回開催する。

(総会の審議事項)

第6条 総会は委員長が議長となり次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 会則等の改正に関する事項
- (5) 解散及び残余財産の処分に関する事項
- (6) その他重要事項

(総会の定足数)

第7条 総会は委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した委員は出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第8条 総会の議決は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員)

第9条 委員会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |

2 役員は委員の互選により、総会において選任する。

3 役員の任期は、次年度の第1回委員総会までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第10条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。また、副委員長(部会長)は各部会全体の企画運営及び各ジャンル間の調整に当たる。

3 事務局長は、委員会の総務、会計、広報等の事務を処理する。

4 会計は、委員会の出納事務を処理する。

5 会計監査は、委員会の会計を監査する。

(顧問)

第11条 委員会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は都筑区長とする。

3 顧問は、委員長の諮問に応じ、委員会に出席して意見を述べることができる。

(部会の設置)

第12条 委員会には、展示部会と舞台部会を置く。

2. 各部会に部会長1名、会計1名、ジャンルリーダー各1名を置く。

3. 各部会でのジャンル区分は部会長が必要に応じて定める。

(執行者会議の招集及び運営)

第13条 執行者会議は委員長が招集する。

- 2 執行者会議は必要の都度、開催する。
- 3 執行者会議は委員長、副委員長、事務局長、会計（部会会計を含む）、両部会のジャンルリーダー、運営チームリーダー及び事務局所属の委員をもって構成する。
- 4 執行者会議の議長は事務局長がその任にあたる。議長は総会で議決した事業内容に沿って諸施策を協議し、具体的な実施内容を決定する。

（執行者会議の審議事項）

第14条 執行者会議は事務局長が議長となり次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 広報計画、広報物作成に関する事項
- (4) 募集要項に関する事項
- (5) 参加者説明会に関する事項
- (6) オープニング等のイベントに関する事項
- (7) 総会に関する事項
- (8) その他重要事項

（事務局）

第15条 委員会は、その事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び総務、会計、広報等の事務局スタッフを置く。

（会計）

第16条 委員会の運営及び事業の執行に要する経費は、補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。
- 3 会計は収支予算案及び収支決算報告書を作成し、毎年度総会で報告し承認を得る。

（解散）

第17条 委員会は、第2条の設置の目的を達成した時、又は都筑区民文化祭の実施が困難になった時は、総会の議決を経て解散する。

（その他）

第18条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項については総会の議決を経て委員長が定める。

付 則

この会則は、平成13年6月15日から施行する。

この会則は、平成14年7月15日から改定施行する。

この会則は、平成22年7月 1日から改定施行する。

この会則は、平成23年4月 1日から改定施行する。

この会則は、平成25年5月31日から改定施行する。

この会則は、平成26年5月9日から改定施行する。